

市民税の申告について

平成 30 年度の市・府民税の申告を受付します。郵送による提出も可。

(市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

[受付期間] 3 月 15 日(木)まで (※(土)日を除く、9:30 ~ 12:00・13:00 ~ 16:30)

[受付会場] 市役所本館 1 階ロビー [郵送先] 羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

①申告に関して必要な書類等を必ずご持参ください。

(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明等

②医療費の申告をされる方について

合計額計算及び明細書(※)のご準備をお願いします。

市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

(※) 医療費控除の必要書類について

次の必要事項を記載した明細書または医療費通知の添付をもって、領収書の添付・提示に代えることができます。

・医療を受けた方の氏名 ・病院、薬局の名称 ・医療費の区分 ・支払った医療費の金額 ・保険等から補填された金額

また、申告書が届いた方で平成 29 年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁 1 階税務課⑩窓口でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

(注意) 市職員がお預かりする場合、確定申告書の内容の確認、受付印の押印は行いません。内容確認、受付印が必要な場合は税務署または確定申告会場にてご提出ください。

◆申告しなければならない人 本市在住(平成 30 年 1 月 1 日現在)で、平成 29 年中において次の要件に該当する人。

・営業、農業などの事業を営んでいる人

・給与所得者で

①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人

②給与以外の所得があった人

③ 2 箇所以上からの給与の支払を受けていた人

・大工、左官などの日雇いで所得のあった人

・生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人

・家賃、地代などの所得があった人

・公的年金受給者で

①年金以外の所得があった人 ②各種所得控除を受けようとする人

※上記要件(事業、2 箇所以上の収入、日雇いなど)によって所得税の申告(納税)が必要な人は、市・府民税申告書での受付はできません。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合でも、医療費等があり、確定申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップも含む)も併せて申告をする必要があります。

ウェブサイトをご利用ください

市ウェブサイトで申告書の作成及び住民税の試算、ふるさと納税(寄附金控除)の試算を行うことができます。作成した申告書に必要な事項を補記し、必要書類とともに郵送又はご持参ください。

「羽曳野市 税額シミュレーション」で検索

市・府民税申告書の取得について

前年の市・府民税申告がなく平成 30 年度市・府民税申告を希望される方は、次のとおり申告書を取得してください。

・税務課窓口、支所または申告会場へ来庁

・羽曳野市ウェブサイトより申告書をプリントアウト

・郵送 ※郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

<問合せ> 税務課 市民税担当 ☎ 072-958-1111 内線 1580・1520・1530

ミニバイクなどの異動申告 ~廃車や移転の手続きはお済みですか~

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。

バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。

(4月2日以降の廃車や譲渡には、平成 30 年度の軽自動車税がかかります。ご注意ください。)

※ 3 月下旬は窓口が大変混雑しますので、廃車などの手続きは比較的空いている 3 月中旬までにお済ませください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車 (ミニバイク)	市役所税務課 (8 番窓口)	販売証明書または申告済証、ナンバープレート、印鑑(名義変更の場合、新・旧)、届出者の本人確認書類(免許証等)、委任状(所有者と同居でない方が来庁される場合)
軽二輪 小型二輪など	和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証、ナンバープレート、印鑑、住民票、自賠責保険証明書など ※詳細は左記連絡先へ問合せ
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所 (和泉市伏屋町 1-13-3) ☎ 050-3816-1842	検査証、ナンバープレート、印鑑、住民票など ※詳細は左記連絡先へ問合せ

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、平成 30 年度から税率が変わります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

◆ミニバイクなどの盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

<問合せ> 税務課 総務担当 ☎ 072-958-1111 内線 1570・1571